

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年5月 31 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500939 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600063 号

第1 結論

請求者のA社における平成6年11月1日から平成11年5月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年11月から平成11年4月までの標準報酬月額については、平成6年11月から平成8年10月までを9万2,000円から50万円とし、平成8年11月から平成10年9月までを9万2,000円から59万円とし、平成10年10月から平成11年4月までを9万2,000円から20万円とする。

平成6年11月から平成11年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年11月1日から平成11年5月31日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が低く記録されている。当時の一部の給与明細書及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から平成8年10月までは50万円、平成8年11月から平成10年9月までは59万円、平成10年10月から平成11年4月までは20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年5月31日より後の平成12年3月7日付で、平成7年から平成10年までの期間に係る定時決定及び随時改定の記録を取り消し、平成6年11月に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、請求者は、上記減額処理時において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社のもう一人の代表取締役は、同社の代表者印の管理は自身が行っており、上記減額処理については、当時、滞納していた厚生年金保険料等を減らすため、請求者の同意を得ずに自身が行ったものであり、請求者は、関与していない旨陳述している。

また、A社の複数の従業員及び同社の元顧問社会保険労務士は、同社が厚生年金保険の適用事

業所でなくなった平成 11 年頃において社会保険及び経理業務に権限を有していたのは、請求者ではなく、もう一人の代表取締役であったと回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成 12 年 3 月 7 日付けで行われた減額処理は、事実に即したものとは考え難く、請求者について平成 6 年 11 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、上記減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、平成 6 年 11 月から平成 8 年 10 月までは 50 万円、平成 8 年 11 月から平成 10 年 9 月までは 59 万円、平成 10 年 10 月から平成 11 年 4 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501686 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600064 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 18 年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 11 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から昭和 37 年 6 月 1 日まで

平成 8 年 * 月、夫（訂正請求記録の対象者）が亡くなり、遺族年金の手続のため社会保険事務所（当時）に出向いたところ、夫の A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 37 年 6 月 1 日となっていることを知った。しかし、夫は、同社には昭和 35 年 6 月 1 日から勤務していたので、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A 社の現在の事業主及び複数の同僚の証言から、訂正請求記録の対象者が請求期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の請求期間当時の事業主は、既に死亡している上、同社の現在の事業主は、請求期間当時の資料を保存しておらず、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、訂正請求記録の対象者と同じ昭和 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員 32 人のうち、雇用保険の加入記録の照会を行った 11 人の雇用保険の資格取得日は、加入記録が確認できなかった 3 人を除く 8 人が厚生年金保険の被保険者資格取得日と相違した記録となっており、このうち 7 人は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より前に雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記 32 人のうち連絡先が判明した 15 人に照会したところ、8 人から回答があり、こ

のうち、A社における入社時期を記憶している6人は、いずれも厚生年金保険被保険者資格を取得する前から同社に勤務していたと回答している上、そのうち二人が厚生年金保険の被保険者資格を取得する前は試用期間であった旨陳述していることから、同社は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。